

近代日本の地域社会構造を分析する 現代的意義と展望

鬼塚博

1. 近代日本地域社会構造の研究史

第二次大戦敗戦直後の日本の社会科学において、ファシズムに対する反省と民主的社会の構築という問題は最重要課題のひとつであった。そこでは、ファシズムに至った近代天皇制国家の支配体制、特に地域社会の統治システムの分析が中心に進められた。そして、戦前日本の地域社会統治システムは、村落共同体と官僚機構の結合体として捉えられた。この地域社会統治システムの原形は1888年公布の町村制によって成立したものであり、行政区域の枠組みとしては現代にまで継続している¹⁾。

町村制が制定されるまでの明治政府が確立しようとした地域社会の統治システムの過程を振り返って見ると、次のようになる。明治政府は近代国家の土台として、徴税等の国政委任事務・教育・土木などの近代的な行政業務を担える村を建設せねばならなかった。そして、このような業務を遂行するには、徳川時代の村では規模が小さすぎるため、合併させ、より大きく経済的にも安定した行政区域を造成する必要がある²⁾。このため政府はまず、1872年に大区小区制を公布し、画一的に強制合併を行うも²⁾、失敗、1878年に郡区町村編成法・府県会規則・地方税規則からなる、いわゆる三新法を施行して、行政区画は徳川時代のものに戻すことを認めた³⁾。しかし、三新法体制下で一定限度ではあるが「自治」を認められ村の有力者が自由民権運動にはしる傾向があったために、1884年数村ごとに監督者として官選戸長を置く戸長役場制を施行した。これらの地域社会統治制度の試行錯誤の後、明治政府はようやく町村制によって、全国約7万あった旧村を数か村ずつ合併させることに成功し、それまでの村数の5分の1の約1万3千の新町村すなわち行政村をつくりだしたのであった⁴⁾。

こうした近代日本の地域社会構造の分析の戦後の歴史について森武麿は3つに時期区分をしている⁸⁾。それによると、第一期の終戦直後から1960年頃まで展開された地域社会をめぐる議論においては丸山真男⁵⁾・藤田省三⁶⁾・石田雄⁷⁾らがその中心となっていた。丸山はこの問題について次のように述べている。

底辺の共同体的構造を維持したまま、これを天皇制官僚機構にリンクさせる機能を法的

に可能にしたのが山県(有朋 — 筆者)の推進した地方自治制であり、その社会的媒介となったのが、この共同体を基礎とする地主 = 名望家支配であり、意識的にその結合をイデオロギー化したのが、いわゆる「家族国家観」にはかならない。この同族的(むろん擬制を含んだ)紐帯と祭祀の共同と、「近隣共助」とによって成り立つ部落共同体はその内部で個人の析出を許さず、決断の明確化や利害の露な対決を回避する情緒的 = 直接的結合態である⁹⁾。

丸山らは近代日本の地域社会を、徳川時代からの村落共同体と、明治政府によって人工的につくられた官僚的統治組織としての行政村との結合態と捉えた。近代日本の地域社会はムラ的な情実の人間関係と官僚的統治の機能的合理的関係の相互浸透組織であり、そのどの部分にも前近代的な人間関係があることを批判していた。そのため、「歪んだ」日本資本主義を「正常」に発展させ、共同体から「個」を自立化させることが丸山らにとっては目標とされた。

地域社会に対するこうした近代主義的な議論は、戦前日本の地域社会を前近代的なものとしてア prioriに設定し、実証的な分析よりも観念的な分析をもとする傾向があった。同時に高度経済成長にともなう、経済発展・農業人口の減少により、かかる議論は時代的要請の第一線を退いた。1960年代は、1961年の農業基本法により農業の近代化が政府によって推進され、農村社会の解体が進む中で、むしろ、現代資本主義・国家独占資本主義が批判の対象となり、この状況が1974年の石油ショックまで続いた。これは、戦前日本の地域社会の問題を、それまで考えられていたような「前近代的」な共同体組織にあるのではなく、国家独占資本主義の農村支配の形態にあると見、その歴史的、階級的内容を明らかにしようとする動きであった。河村望¹⁰⁾・蓮見音彦¹¹⁾らがこの動きの中心となり、安孫子麟¹²⁾・中村政則¹³⁾らの地主制研究も、この階級対抗 = 再編論と方法論を同じくし、さらには西田美昭¹⁴⁾・森武麿¹⁵⁾・大門正克¹⁶⁾らの農村社会研究にも受け継がれている。

石油ショック以後は、日本資本主義の国際化が進み、国際分業論のもとに減反等の農業切り捨て政策が採られた。1974年から1990年頃まで、このような政治状況に発した危機感から「むらの再生」論が多く唱えられた。守田志郎¹⁷⁾・安達生恒¹⁸⁾・色川大吉¹⁹⁾らは反近代主義の立場から共同体復権論を展開した。同時期、こうした議論と表裏をなす格好で、村上泰亮・公文俊平・佐藤誠三郎氏による、日本経済の伸長の要因をイエ的・ムラ的な人間関係に求める共同体論²⁰⁾も出現し、地域社会の官僚的統治機構としての側面よりも村落共同体の側面が美化されながら論じられた。しかし、他方でこの戦後日本の経済発展は「豊かさとは何か?」という経済発展自体に対する疑念を引き起こした。さらに1990年のバブル経済の破綻とそれに続く戦後最大の不況により、日本経済とその社会システム自体に対する疑念がおこり、かかるナショナリストイックな議論は勢力を失った。

上に見てきたように近代日本の地域社会構造の分析の研究潮流は大まかに分けて、階級対抗 = 再編論と共同体論の二つにわけることができ、現在にまで続いている。しかし、日本経済に

占める農業の比重の低下、さらにはグローバル化の進展にともない、今日的な問題意識が設定しにくくなり、社会科学におけるかつての位置からは後退している。

2. 現代化と総力戦

現在あらたに近代日本の地域社会を分析する意義とはなんだろうか？ つまり、近代日本の地域社会と現代日本との接点はなんだろうか？ この間に答えを出すためには、まず現代、そして現代日本社会を把握する必要がある。

現代国家は一般的には第一次・第二次大戦という二つの総力戦を経て誕生した。航空機・船舶・自動車などの科学技術の発達には戦闘区域を拡大させ、それはまた必然的に戦争の経費も増加させた。これにより、もはや戦闘は一部の兵士が担うものではなく、全国民が戦時体制に動員されることを強制した。この状況では必然的に戦場と非戦場の区別が曖昧になった。全国民は兵士として徴兵、あるいは広い意味での軍事に動員され、また、兵器の射撃距離の伸張と移動手段の発達によって、戦闘員・非戦闘員の区別なく全国民が敵国からの標的となったのである。総力戦はすべての国民を戦争に巻き込み、全国民の生存を賭けて遂行される。けれども近代国家の持つ階層制・身分制は下層に属する人々に戦争参加の自発的動機を持たせないため、戦争遂行の障害となる。ここに近代国家を改編する必要性が生まれた。一部の特権階層のための国家ではなく、万人のための国家たりえなければ、戦争に勝利できず、全国民の生存は脅かされる。そのためには全国民を国家の構成員として認めなければならない。総力戦は国民すべてを戦争に必要な機能の構成因子とし、国家全体の機能を総力戦ひとつに集中させる。すなわち総力戦は、国家をひとつの戦闘機械とし、全国民をそのパーツとして組み込むのである²¹⁾。

第一次大戦参戦を契機として、多くの国で普通選挙法が施行された。戦時体制への強制動員を背景として、1918年イギリスでは人民代表法が、1919年ドイツではワイマール憲法が制定された。第二次大戦においては、1942年イギリスで「ゆりかごから墓場まで」を掲げる福祉国家体制の基礎が生まれた。日本においては、食料生産・労働力供給・強力な軍隊の創設を目的として小作農の負担を軽減するため、1938年農地調整法、1939年小作料統制令が施行された。これにより地主制は解体過程に入ることになった。1938年には、戦時体制下の農民や中小工業者の生活の安定をはかるため、国民健康保険法が公布され、一般国民を対象として、その疾病・負傷・出産・死亡に関して給付が開始された。1940年のいわゆる「昭和15年の税制改革」では、地方と都市との負担の均衡、累進的税制導入など、所得再配分的な改革がなされた²²⁾。また財団法人日本育英会の前身である大日本育英会が「国家有用の人物の育成のため」、1943年に設立され、奨学金の供給を通して、下層に属する人々の社会的上昇のルートのひとつとなったことも同様の視点で捉えられる。

しかし、戦争が終結して平時に戻るも、国家は戦争前の姿には戻らなかった。戦時において国家内の下層国民が獲得した権利は手放されることはなかったのである。こうして誕生した現

代国家は、租税制度・私有財産権・議会制民主主義の間の関係性において近代国家とは異なっている²³⁾。第一に、現代国家において参政権は財産権によって制約されず、普通選挙制度が定着している。近代国家はブルジョワジー・土地所有者の財産権を法的に確立させ保護するため成立し、そのため、参政権も財産所有者に限定されていたのであるが、現代国家では、財産所有にかかわらず平等な参政権が与えられている²⁴⁾。

第二に熟練・技能を基盤に形成される労働組合が法認された。労働力しか持たない無産者である労働者も、熟練・技能の所有者の「集団」となることによって、資本の所有者と「対等」の権利が与えられた。近代国家においては、ほとんどの労働者は無産者として市民社会から排除されていたが、現代国家においては労働組合は法的に認められ、所有者に擬制してされることで体制内に組み込まれた²⁵⁾。弱者が強者に対して集団的に対抗する権利が認められたのである。

第三に、現代国家は私有財産権を保護するだけでなく、所得や富の再分配を通じて行き、所有者に私有財産権の犠牲を強いるようになる。国家歳入の面では、所得再分配的な累進所得税の創設、富の再分配を目的とする相続税の強化がなされ、年金・失業保険などの社会保障制度、雇用対策など、社会福祉制度ができた²⁶⁾。我々は、単にこれらの現代的権利を「獲得」したのではなく、「譲歩」された側面もあることに留意する必要がある。

もちろん、戦勝国、敗戦国の別により、国家によって、これらの諸権利を「勝ち取った」か、「負け取った」かの違いはあるが、戦時中からそれらの権利を獲得しようとする胎動があったことは、「負け取った」側においても戦後の改革を容易にした。たとえば、R. P. Dore は、日本の農地改革を評して、占領軍の実行力を認めつつも、日本人官吏の立法技術と経験、世論の支持がなければ、「かくも徹底的ではありえなかった」²⁷⁾と述べている。

しかし、現代日本は、総力戦を経て誕生した先進資本主義国の一つでありながらも、そのなかでは、「補助金散布」によって成り立つ地方財政、「過労死」をも生み出す企業社会、「護送船団方式」と呼ばれる官僚制、画一的な社会傾向など特異な性格を持っている。これはまた日本において現代化が特殊な形として進行したことに起因していないだろうか？

金子勝は、現代化の日本の特質について次のようにいう。西欧福祉国家が階級間・階層間の格差(垂直的不平等)の是正を建前としてきたのとは対比すると、日本では、職種間・地域間の格差(水平的不平等)是正のための政策が中心となる。つまり、現代日本の存在するパイの再分配よりは、パイの拡大を第一義的に追及し、その上で経済効率がよく増大する成長部門からパイを吸い上げて、そのパイを経済効率の悪い中小企業・自営業・農業(あるいはこれらの業種の多い地域)に再分配することによって平等化を成し遂げようとしたのである。しかし、このような利益配分的政策措置はいったん制度化されると既得権化し、他の業種は地域も同様の利益配分的政策措置を求めて水平的競争を繰り広げる。この職種間・地域間格差是正を目指した平等化政策は、絶えず「ねたみ」=不平等感を再生産するため、悪平等的利益配分が続き、制度の歪みが進行していく²⁸⁾。

表1 公共事業費シェアの推移

単位：%

	道路整備	下水道・ 環境衛生	治山・ 治水	住宅・ 市街地	農業農村 整備	港湾・空 港・鉄道	森林保 全・漁港	調整費
1990年度	28.77	16.42	17.98	11.61	14.13	8.27	2.66	0.16
2000年度	29.67	18.1	15.94	12.63	11.68	6.93	4.65	0.41

出典：『日本経済新聞』1999年12月24日朝刊2面。

2000年度の一般会計予算案を見てみよう。景気の低迷による税収の低下、また、債務膨張を起因とした財政悪化により「行政改革」の必要性が叫ばれているにもかかわらず、予算案は総額84兆9800億円の過去最高のものとなった。この予算案は景気を下支えして民需浮揚につなげ、来年度の経済成長に期待をかけたものであるが、歳出の根本的見直しなどの構造改革は先送りされた。各省庁の公共事業シェアは10年前と比べても変化は少なく、ほとんど同比率である(表1)。整備新幹線に対しても352億円が工事中の7区間に割り当てられ、未着工区間の着工が与党において要望されている²⁹⁾。この予算案は各既得権益集団・各省庁が各々の立場に固執する構造の根の深さが表わしているといえよう。

労働組合にもかかる日本的「現代化」の特徴が表われている。日本の労使関係の特徴の一つである企業別労働組合は、企業と協調的態度をとり、自らの政治的要求を企業の繁栄と日本経済の成長を通じて実現する、つまり、企業の業績向上によってパイを拡大させ、労働者の生活を向上させるという志向をもった。その結果、労働者は、企業活動に有利な条件を育成する官僚機構と地方自治体に影響力をもつ自民党を支持する側にまわった³⁰⁾。

これと対応して、日本においては社会民主主義勢力が未成熟であった³¹⁾。階層的平準化を目標とする政治勢力が発展しておらず、西欧諸国において社会民主主義政党が政権を握った経験があるのに対して、日本においては長きに渡り自由民主党の一党体制が続いた。社会党が一時的に政権に参加した経験があるものの、短期間で、またさしたる政治的理念もないことを露呈してしまった。1961年の国民皆年金・皆保険の成立の過程は、日本における社会民主主義勢力の理念と実践の程度を表わしている。政府は、社会保証制度審議会にマルクス経済学者の大内兵衛を入れ、先進国の年金制度を参考にしつつ、国民年金制度の導入を図ったが、総評は自民党との政治的対立から、反対運動を展開した。その後も、社会民主主義勢力は、社会的連帯の論理をもとにナショナルミニマムな年金を確立する方向を主導することはできなかった³²⁾。

このようなシステムの下では、利益配分を行う官僚の力が強化されることになる。日本は公務員の総人口に占める比率は少ないものの官僚の権力が強く、中央省庁の監督による縦割行政・補助金散布のシステムが広がっている。特に地方においては農村救済事業を手段として、中央省庁の統括ルートが浸透している。この官僚機構に利益誘導を働きかける政党・政治家の活動も活発である。2000年度一般会計予算案において、各省庁間のシェアが変化しなかったこと、国家公務員の人員削減案に官僚組織からの抵抗が強く実現しなかったこと³³⁾からも確認できるように、依然として各省庁間の縄張り意識が強いことが読み取れよう。

きわめて単純化していうと、現代日本は職種・地域を単位として諸階層が体制内化し、諸階層の闘争も横割(階層間)ではなく、縦割(地域・企業間)となった社会といえるだろう。闘争者本人が自らは階層としての闘争と認識している場合でも、現実の行動においては、職種・地域としての闘争に変質していることが多いのである。

3. 日本における「現代化」

日本の「現代化」の起点を考える場合、我々は少なくともどの時点まで立ち返ればよいのだろうか？ また、なぜ地域社会を分析する必要があるのか？

西欧諸国は2つの総力戦を経て、現代国家へと転形したが、日本は第二次大戦には参戦したものの、第一次大戦には直接は参戦していない。そのためか、これまでの日本における総力戦と現代化の関係の議論も第二次大戦期と戦後の連続性の分析を中心に展開されてきた。雨宮昭一は、1920年代を自由主義体制、1930年代40年代を総力戦体制とみて、平準化・均質化の問題に着目している³⁴⁾。成田龍一は女性の「国民化」の問題を分析している³⁵⁾。野口悠紀雄は戦時経済システムと現代経済システムの連続性を主張している³⁶⁾。

これらの研究は第二次大戦という総力戦体制の持つ、統合・体制内化の一局面を提示した点で大きな役割を果たしたと言えるが、やや恣意的に第二次大戦前後の連続する事象を選択している傾向がある。加えて総力戦体制、現代化の根本的定義を行わなければ、かかる議論も単に分析者の好みの事象にのみ目を向け歴史を構築する危険性がある³⁷⁾。これを避けるためには、先に述べた現代と近代の根本的な差異の3点を俎上にあげることが必要となる。

確かに第二次大戦中の戦時体制は日本の国家体制に大きな変革をもたらしたが、その変革はドイツ・イタリアにおけるようにドラスティックなものではなかった。これらの国々においてファッショ勢力が国民運動を展開し、政権を獲得する擬似革命的なものであったのに対して、日本の第二次大戦期の戦時体制化は、旧来の指導者層が連鎖的に戦時体制のもとに集結し、そのまま権力を受け継ぐ形で緩やかに移行したのであった。このような迅速かつ緩やかな体制変革が行われたのは、本格的な総力戦体制を受け入れる素地がすでにできていたからではないだろうか？ また、これらの指導者層の戦争責任は徹底的には追及されず、戦後しばらくたつと、指導者層に返り咲いたことも念頭におく必要がある。つまり、戦前、戦時、戦後の指導者層にはゆるやかな連続性があるのである。

日本は他の欧米列強が総力戦を初めて体験する1914年の第一次大戦以前に総力戦を体験していた。日清・日露戦争がそれである。日本においては、日清・日露戦争が第一次大戦の代替を果たしたのであった。こうした極めて早い時期の総力戦体制化は日本が後発資本主義国であることに起因している。日本は近代国家として成立後まもなく日清・日露戦争という帝国主義戦争に参戦した。その戦争の形態は対戦国が大国で、日本が弱小国であったために総力戦の形を取らざるをえなくなった。日清戦争においては、日本は戦費2億48万円³⁸⁾、死者1万3309人³⁹⁾を費やし、日露戦争においてはその8倍の戦費19億8613万円⁴⁰⁾、死者8万4380人⁴¹⁾に

至った。これらの戦争において日本本土が戦場になることはなかったものの、経済的負担は大きく、国民の生活を圧迫した。これに対して町村、部落、家庭は積極的に戦争支援活動を行った。「銃後活動」という言葉が広がったのもこの時期であった。つまり、戦場と非戦場の区別が曖昧になったのである。

さらに同時期、日清戦争の清国賠償金も手伝い、資本主義化が進展していた。それは開発独裁的にすすみ、急速かつ不均等な形態を取るようになった。殖産興業政策は太平洋側を中心に投下され、結果、「裏日本」が形成されたのも日清戦後であった⁴²⁾。中央集権化し租税の集中する中央と収奪される地方、開発の進む地域と遅れる地域の上に大きな格差を産み出すことになった。この格差を是正するため、下層に位置する集団・低開発地域住民は対外危機を利用して、自らの権利・権益拡充を狙うのである。日本において木下尚江らが普通選挙期成同盟会を結成したのも、日清・日露戦期の1899年であった。翌年できた長野県松本の普通選挙同盟会は、戦争への貢献を理由に普通選挙の実施を求めている。同様に、北一輝が明治憲法体制下の社会民主主義的な国家論『国体論及び純正社会主義』を表わしたのは、日露戦争直後の1906年であったことを想起する必要がある。『国体論及び純正社会主義』は発売禁止処分を受けたため、その影響力はほとんどなかったが、明治憲法を変更することなく、男子普通選挙を実行し、議会と天皇を平等の主権者とすることで、社会民主主義を実現しようとする著作⁴³⁾が生まれたことは象徴的事件である。従来、「大正デモクラシー」として捉えられていた民主主義的潮流は、「大正」を範囲とするのでは期間的に短すぎ、また、その性格を一面的にしか表現できないとしてAndrew Gordonは「大正デモクラシー」を帝国主義下の民主主義、「インペリアル・デモクラシー」として捉え直そうと提唱し⁴⁴⁾、現在受け入れられつつある。

さらに国家レベルでの分析視点を町村レベルにまで降ろして見ると、近代日本の総力戦体制化がより早期に鮮明に浮かび上がる。確かに「国家」という枠組みで見れば、現代化は第二次大戦期に現実化した。しかし、先に確認したようにその動きは早くも日清・日露戦期から進行しており、町村に視点を移して見ると「現代化」は国政レベルより早く現実化したのであった。

1925年に普通選挙法が公布されるが、それ以前から「小作人」は早くから町村政治に関与していた。林宥一によると、1921年の町村制改正によって町村公民の資格要件から国税要件・等級選挙制は削除・廃止されており、2年来の直接町村税納入のみが要件とされていたため、事実上の「普選」状態になっていた。1925年以前町村会議員の約20%が「小作人」議員であり、「小作人」議員が1/3以上を占める議会が67町村、過半数を占めるところは60町村もあった⁴⁵⁾。さらに、普選実施後1928-1929年に「小作人」議員の比率は24%に増加するのみであり、町村議会の有権者の数も1913年からみると都市の増加とくらべて緩やかであった(表2)。こうしたことから普通選挙法施行前後での農村地帯の政治変動は相対的になだらかで、「小作人」の町村会への進出は早い時期に進行していたと林は予想している。

町村会に町村内各戸の賦課額の決定権のある地方税についても日露戦争を境に変化がおこる。第二次大戦前の日本における直接税の国税・地方税のうち、戦時をのぞいて一人当りの負担額

表 2 市町村会選挙有権者数及び対人口比率

	1913 (大正 2) 年		1918 (大正 7) 年		1925 (大正 14) 年		1930 (昭和 5) 年	
	人口 (a)	有権者数 (b)	人口 (a)	有権者数 (b)	人口 (a)	有権者数 (b)	人口 (a)	有権者数 (b)
東京	2,050,126 人	58,859 人	2,347,442	48,922	1,995,567	161,657	2,070,913	361,423
大阪	1,395,823	33,739	1,641,580	31,456	2,114,804	41,825*	2,453,573	492,249
京都	509,380	22,535	670,357	20,183	679,963	23,105*	765,142	147,165
神戸	412,167	13,582	592,720	13,166	644,212	22,567*	787,616	152,965
名古屋	452,023	13,206	436,609	12,123	768,558	68,336	907,404	170,937
横浜	397,574	9,119	447,423	7,934	405,888	24,110	620,306	120,083
6 大都市計	5,217,093	151,040	6,136,131	133,784	6,608,992	341,600	7,604,954	1,444,822
郡部町村	44,149,118	4,231,374	45,031,847	4,368,464	44,467,115	6,403,330	46,397,185	9,433,687
		b/a		b/a		b/a		b/a
		2.9		2.1		8.1		17.5
		2.4		1.9		2.0		20.0
		4.4		3.0		3.4		19.2
		3.3		2.2		3.5		19.4
		2.9		2.8		8.9		18.8
		2.3		1.8		5.9		19.4
		2.9		2.2		5.2		19.0
		9.6		9.7		14.4		20.3

人口は日本統計協会『日本長期統計総覧Ⅰ』、有権者は『内務省統計報告』各年次による。

*印は1924年。なお、郡部町村には一般町村と異なる制度的措置がとられた北海道・沖縄及び島嶼の町村が含まれていない。

出典：林宥一「階級の成立と地域社会」（『シリーズ日本近代現代史』3、岩波書店、1993年）、28-29頁。

表3 国税・県税・市町村税総額および税負担額(1897年~1940年)

(単位 円)

年次	総額	国税(直接)	県税	市町村税	1戸に対する負担			1人に対する負担		
					国税(直接)	県税	市町村税	国税(直接)	県税	市町村税
1897(明30)	3 012 059	1 109 637	890 600	1 011 822	4.822	3.871	4.397	0.889	0.714	0.811
98(31)	3 553 548	1 143 250	1 146 308	1 263 990	4.935	4.944	5.452	0.905	0.907	1.001
99(32)	4 250 727	1 452 792	1 281 875	1 516 060	6.257	5.521	6.530	1.133	0.998	1.181
1900(33)	4 694 793	1 552 042	1 376 973	1 765 778	6.646	5.897	7.562	1.185	1.052	1.349
01(34)	5 149 534	1 589 274	1 433 138	2 127 122	6.714	6.054	8.985	1.206	1.088	1.615
02(35)	5 286 112	1 609 355	1 455 940	2 220 817	6.729	6.088	9.286	1.194	1.077	1.648
03(36)	5 411 010	1 628 991	1 580 446	2 201 573	6.638	4.440	8.971	1.209	1.173	1.634
04(37)	4 810 794	2 386 194	941 484	1 483 116	9.401	3.914	6.098	1.677	0.692	1.088
05(38)	5 578 939	3 066 158	932 392	1 580 389	12.426	3.834	6.410	2.216	0.684	1.143
06(39)	6 374 496	3 141 276	1 413 855	1 819 365	12.741	5.735	7.379	2.271	1.022	1.315
07(40)	7 244 762	3 221 744	1 709 522	2 313 496	13.037	6.918	9.362	2.316	1.229	1.663
08(41)	8 334 358	3 395 069	1 940 819	2 998 470	13.518	7.728	11.938	2.427	1.372	2.119
09(42)	8 288 624	3 469 443	1 643 147	3 176 034	13.814	6.542	12.646	2.452	1.161	2.245
10(43)	8 486 970	3 221 051	1 966 703	3 299 216	12.765	7.795	13.074	2.249	1.373	2.303
11(44)	8 741 909	3 145 839	2 016 001	3 580 069	12.392	7.941	14.102	2.169	1.390	2.468
12(大1)	9 035 594	3 281 013	2 036 986	3 717 595	12.887	8.001	14.602	2.227	1.383	2.524
13(2)	8 443 238	3 205 376	1 730 567	3 507 295	12.508	6.753	13.687	2.162	1.167	2.366
14(3)	8 498 309	3 276 931	1 787 298	3 434 080	12.704	6.929	13.313	2.173	1.185	2.277
15(4)	8 106 002	3 062 740	1 587 535	3 455 727	11.749	6.090	13.257	2.009	1.041	2.266
16(5)	8 559 821	3 161 870	1 741 054	3 656 897	12.014	6.615	14.059	2.050	1.129	2.368
17(6)	10 266 436	3 741 274	2 249 671	4 275 491	14.066	8.459	16.074	2.394	1.436	2.736
18(7)	12 570 389	4 413 244	2 875 639	5 281 506	16.289	10.614	19.493	2.827	1.842	3.383
19(8)	18 645 087	5 817 020	4 539 680	8 288 387	20.911	16.613	34.933	3.607	2.886	5.233
20(9)	23 327 219	6 043 420	5 487 480	11 796 319	20.187	18.330	39.403	3.867	3.511	7.549
21(10)	23 313 875	5 897 849	6 107 909	11 308 117	19.700	20.402	37.772	3.774	3.909	7.236
22(11)	27 427 961	6 871 224	6 968 385	13 588 352	22.952	23.276	45.389	4.397	4.459	8.095
23(12)	25 571 521	6 257 778	7 088 049	12 225 694	20.902	23.676	40.837	4.004	4.536	7.823
24(13)	26 690 943	6 773 873	7 182 049	12 734 021	22.627	23.990	42.538	4.335	4.596	8.149
25(14)	27 943 501	7 421 605	7 551 646	12 970 250	23.830	24.248	41.646	4.555	4.635	7.961
26(昭1)	28 052 348	6 442 639	8 193 551	13 415 858	20.688	26.309	43.077	3.955	5.029	8.234
27(2)	25 086 156	5 971 364	7 260 221	11 854 571	19.173	23.312	37.614	3.665	4.456	7.276
28(3)	24 940 365	5 965 583	7 260 313	11 714 496	19.155	23.312	37.614	3.662	4.456	7.190
29(4)	25 004 995	5 808 153	7 613 538	11 583 304	18.649	24.446	37.193	3.565	4.673	7.110
30(5)	21 103 626	5 210 010	6 726 350	9 167 266	16.062	20.736	28.239	3.034	3.917	5.339
31(6)	16 763 410	3 649 446	5 616 826	7 497 138	11.247	17.310	22.578	2.125	3.271	4.366
32(7)	15 698 431	3 110 406	5 405 776	7 182 249	9.588	16.665	22.142	1.811	3.148	4.183
33(8)	16 443 138	3 358 718	5 499 166	7 585 254	10.354	16.953	23.384	1.956	3.202	4.417
34(9)	16 705 640	3 269 244	5 553 703	7 822 693	10.079	17.102	24.301	1.904	3.231	4.591
35(10)	17 176 626	3 247 172	5 633 006	8 296 448	9.866	16.930	24.934	1.894	3.286	4.840
36(11)	18 172 848	3 749 281	5 907 747	8 515 820	11.392	17.755	25.594	2.187	3.446	4.968
37(12)	18 451 852	4 764 061	4 071 114	8 616 677	14.475	15.408	26.181	2.779	2.958	5.027
38(13)	22 297 042	5 557 474	4 682 093	12 037 475	16.947	14.226	36.575	3.254	2.732	7.023
39(14)	21 421 343	7 316 658	4 874 365	9 230 320	22.231	14.810	28.046	4.269	2.844	5.385
40(15)	26 031 615	14 664 034	4 152 090	7 215 491	44.457	12.588	21.875	8.571	2.427	4.218

出典：『長野県史』別巻統計(1)、長野県史刊行会、1989年、331頁。

表4 地方歳入種目別累年比較

(単位 円)

年度	土地	営業	戸数・ 家屋	所得	雑種	市町村 分賦	夫役現品 換算金	繰越金	補助金	財政収入	寄付金	公債	その他	合計
1903	41,994,876	10,400,766	37,501,505	2,754,293	12,661,844	5,383,094	394,524	20,299,694	11,294,853	3,319,608	4,041,923	13,727,607	20,765,369	184,539,956
1904	30,100,294	9,210,721	31,454,292	1,988,927	11,225,634	3,757,720	366,036	18,156,929	9,017,775	3,312,591	2,368,567	7,055,768	20,040,808	148,056,062
1905	30,879,020	9,420,864	34,951,290	2,204,624	11,731,766	4,025,351	390,954	14,263,820	9,075,884	3,963,130	2,620,852	6,136,046	21,801,376	151,464,977
1906	33,329,662	10,963,903	43,615,780	2,590,582	12,241,382	4,417,566	519,680	14,280,215	11,372,169	4,700,271	4,566,965	33,713,758	25,567,399	201,879,332
1907	40,767,840	12,175,525	56,027,797	2,856,274	14,270,509	6,030,650	692,484	27,281,059	14,907,106	5,188,768	7,161,564	21,119,535	30,929,267	239,408,378
1908	41,814,338	14,221,253	66,443,784	4,813,441	15,154,998	7,301,035	784,502	31,607,752	15,375,606	6,069,194	8,312,124	23,260,333	34,060,565	269,218,925
1909	45,054,412	15,897,187	72,787,672	5,363,093	16,350,034	7,781,836	860,879	31,124,561	16,033,466	8,323,352	8,492,910	77,358,023	35,129,902	340,557,327
1910	45,694,991	16,506,339	72,483,863	5,417,550	16,060,396	7,978,358	687,782	56,849,499	16,359,644	7,298,321	5,369,395	31,366,295	28,888,271	310,960,704
1911	44,618,749	16,999,305	75,938,367	5,664,563	16,305,327	8,648,661	721,711	43,962,275	15,452,383	8,265,053	4,798,742	10,954,839	30,127,170	282,457,145
1912	47,774,761	18,185,283	82,230,820	6,122,963	16,502,541	8,904,065	765,021	34,864,199	17,104,308	6,470,342	5,004,473	43,991,563	50,615,072	338,535,411

出典：内務省地方局編『地方財政概要』自明治三十六年度至大正元年度、内務省地方局、1914年、36-37頁(復刻版第一巻、クレス出版、1991年)。

が最もおおきいものは地方税であり、その中で町村税の占める比率が高かった。たとえば長野県を事例に、直接国税、県税、市町村税の推移をみると表3のごとくである⁴⁶⁾。この町村税の税額の決定権は町村会にあり、それだけに住民の町村税への関心は高かった。地方税の中で、町村税に次ぐ税額の都道府県税は主として地租と戸数割(県税戸数割)からなっており、町村税戸数割は県税戸数割と比例連動していた。各戸の県税戸数割賦課額は町村会において決定することになっていたため、町村税戸数割は県税戸数割と連動して町村会において決定されていた。地方税の各戸の賦課額の多くは、町村会において決定されていたのである。地方税のうち大半を占めるのが、所有地と戸数・家屋に課されたものであり、町村制施行当初は所有地に課されたものが大きかった。土地に課税すると、小作人への直接的な負担はないが、土地所有者へは負担が大きく、特に地主と違い小作料に課税分を転嫁できない自作・自小作においては高負担であった。表4は町村税・県税・水利組合税の総体である地方税の各課税項目の推移である。これら地方税において所有地偏重課税が家屋偏重課税に転換するのが日露戦期であり、土地無所有者にも税を負担させる傾向が強まり、中産保護的税制となったのである⁴⁷⁾。

かかる税制のもと集められた町村税の最大の歳出項目は教育費＝小学校費であった。小学校は一面で天皇制国家のイデオロギー注入機関であったが、また一面で階層の上昇ルートでもあり、社会階層を流動化させる機能を持っていた。近代日本の公立教育制度は出自による選抜の形は取っておらず、制度的には階層による差別はなかった。むしろ、中等教育、高等教育を受けることができる経済的・社会的余裕のあるものは少数であったが、制度上、いかなる出自のものにも教育によって階層を上昇させる機会が存在していたことの意義は大きい。教育制度の起点である小学校にもっとも多く町村税が投入されたことは、小学校を通じて所得再分配が行われていたことを示している。さらに1907年の小学校令改正により、それまで各児童の家庭から徴収していた授業料を町村財政から支出することになり、このシステムはより所得再分配的性格を強めた。

1900年の産業組合法の公布も大きな意味を持つ。産業組合は、日清戦後の農村の疲弊・資本主義化の進展に対応し、農民に共同組合を結成させ、大資本に対抗できるよう、内務省・農商務省の国家官僚によって画策された組織であった。産業組合には営業税・所得税が免除されており、小農民が集団化することによって大資本と対抗することに法的な優遇が与えられたのである。1906年にそれまで禁じられていた信用事業と他の事業との兼営が認められたことで産業組合は、より大きな資金力を確保することがゆるされ、1909年には産業組合中央会が組織されて、全国的な系統組織の基礎が整備された。産業組合は第一次大戦後の商業的農業の発展とともに、商品作物の出荷・販売、肥料などの農業用生産手段や日用生活品の購買が増えたことにより組合員数を増加させた。1920年代後半には総農家戸数に対する組合員の割合は50%をみており、「中産以下」の自小作・小作の一部も加わるようになった⁴⁸⁾。産業組合は1944年に総力戦遂行のため地主主導の農会と合併させられ、農業会とされた。戦後1947年には農業共同組合(現JA)となり、現在も保守政党と結び付いて、地方における有力な利益誘導団体となっ

ている。また、農協は農業団体としての性格に加えて、金融機関としての性格を濃厚にしている。都市近郊の農協は、都市化にともなう住宅の需要を背景に、農協加入農家が農地を宅地に売却した際の現金収入を集めて運用を始め、むしろ、そちらに比重を掛けるようになった。特にバブル期には農協資金は株式市場に流入した。

また、地方に中間団体が形成されるのも日清・日露戦期であった。日清・日露戦争を契機に青年会・小学校同窓会・処女会が結成され、積極的に戦争支援活動を行った。それは、下層国民にあった地位を戦争遂行という国家的役割を担うことにより、上昇させようとする試みであった⁴⁹⁾。特に青年会は活発に活動し、その影響力を認めた政府は日露戦後の地方改良運動において小学校→青年会→在郷軍人会という年齢別国民掌握ラインを形成し、地域社会の「兵営化」を進めた。さらに青年会は町村から活動資金として補助金を給付され、体制内化した。

ここに、租税制度・私有財産権・議会制民主主義の3点に変化が生じたことが確認できる。無論この時期出現する「総力戦体制」は、参加できる「小作人」も自小作に限ったものであり、特殊なかたちでの「現代化」であった。この特殊性を反映して、町村を単位としたこの「町村総力戦体制」は地主を中心とした名望家秩序であると同時に「現代化」が進展しているという独特のシステムを持っていた。

このようなシステムを持つ行政村内部の権力構造は、近代日本の地主制の独特の展開形態により、分散傾向にあった。イギリス、ロシアなどと違って、日本においては行政村内の土地を突出した巨大地主が専有しているのではなく、複数の中小地主・自作が寡占していた⁵⁰⁾。明治政府は地域社会のリーダーとして中小地主・自作上層の所有地価400～10000円層を「地方名望家」として、市町村の「自治」に当たらせようとするが⁵¹⁾、これらの中小地主・自作上層は中小であるがために名望家としての役割を果たすには経済的・時間的余裕が少なかった。そのため、これらの名望家層のなかで役職をたらい回しにする、本来無給名誉職であった役職も有給とする、健康上の問題などを理由にして辞退する、中途退職するなどの事態が現われた⁵²⁾。経済的・時間的余裕の少ない小規模な土地所有者による寡頭体制は、権力の安定という面からみれば不安定なものであったが、一方でこのような権力の流動性は責任の所在を不明確にし、匿名の権力構造を立ち上げた。ひとりの強力な権力者が安定的に権力を握るのではなくて、つぎつぎと関係者が入れ替わる構造は多くの村民を村内行政に関係させ、利益誘導と責任回避の機会を与えた。たとえば、中小地主が共謀し、村会の名をもって、村内大地主に多額の村税を賦課させることさえあった⁵³⁾。このような「町村総力戦体制」がその姿を表わすのが日清日露戦後であり、上は村長から下は伍長まで行政村の行政職を兼職しあう組織「地域行政執行集団⁵⁴⁾」による幅広い階層の参加を前提としていた。

4. 総力戦体制の原点

さらに町村制の制定過程について遡ってみると、このような体制内化によって権利獲得をめざす動きは町村制成立当初から始まっていたことが確認できる。明治政府が町村制を公布した

1888年前後、旧自由民権運動派は大同団結運動を形成していた。自由民権運動は1882年福島事件、1884年加波山事件・秩父事件、福島事件、1886年静岡事件などの激化事件を起こし、鎮圧され、自由党は解散された。体制打倒の困難を実感した旧民権派は、明治憲法体制が確立したことにより、また要求がある程度貫徹したことにより、体制内における地位獲得を目指して大同団結運動を展開したのであった。大同団結運動は、地租軽減・言論集会の自由・不平等条約改正を要求していたが、この3つの要求は相互に結び付いていた。つまり全国統一的な国会を開設し、国民の納める税を「民力休養」のためにいかに配分するかを議論する。これによって国民を引き付けてこそ、政府は条約改正交渉において列強諸国に強い態度をとることができるからであった⁵⁵⁾。これは短期的に見れば大同団結運動派の勢力拡大につながったが、長期的に見れば体制内への吸収となり、政権の安定化につながった。

さらに大同団結運動側は地域有力者を取り込むことに積極的で⁵⁶⁾、町村制に対しては好意的な態度を示していた。それは、不平等条約改正の基礎となる近代法治国家を支える下部機関として、合併し強力になった有力町村の造成し、地域有力者を取り込み安定した町村内部での政治的発言権を確保するためであった⁵⁷⁾。大同団結運動の地域有力者の獲得活動は成果をあげ、1886年から1889年までに約200の大同団結に関係する政治結社が地方に設立され、演説会には地域有力者のみならず女性や子供を含む多数の参加者があった⁵⁸⁾。

こうして成立した町村制は政府官僚機構への従属である一方、一定程度の「自治」を容認した。各町村は、一方で町村吏員選挙の認可・臨時町村吏員の選任権・指定事項に関する議決の選挙権・強制予算の権・郡参事会による代議決の権・町村行政事務の監査をなす権・町村会の議決停止権・町村吏員に対する懲戒処分権・町村会の解散権などを国家官庁により握られたが、他方で議決権・争議決定権・選挙執行権・市町村行政監査権・意見提出権という従来の町村会に与えられた権限よりも大幅な権利の拡充が認められた⁵⁹⁾。

町村会議員の選挙権は一銭でも地租を納めた独立生計を営む25歳以上の男子には与えられており、地主層・自作層のみならず、小作層にも地租を納めていれば選挙権はあった⁶⁰⁾。もちろん等級選挙制によって参政権に制限は与えられていたが⁶¹⁾、より広範囲の成年男子を取り込んでいたのである。戦前の農村の自作・小作の構成比はおおまかにいって、自作(地主を含む): 1/3、自小作: 1/3、小作: 1/3であったから、成人男子のおよそ6割程度が町村レベルにおいては選挙権があったのである。これは先に見た町村会における「普選」状況と対応する。衆議院議員の選挙権は直接国税15円以上納入する25歳以上男子で、全人口の1.1%に限られていた⁶²⁾のに対して、町村会議員のそれは制限が低かった。当初から町村会議員への政治参加の道はある程度開かれていたのである。

ここに自小作を含む土地所有者に限定された町村行政への参加のシステム、名望家自治と大衆民主主義的自治の折衷的な形態が生まれた。近代日本における「現代化」の進展は日清・日露戦期に始まるのであるが、その方向性は町村制が施行された1889年にある程度の定着をみていたといえるだろう。

5. 今後の展望

日本近代史は社会諸階層が次々と縦割にエスタブリッシュメントに吸収されていく過程であった。日本近代の地域社会構造の歴史を総力戦体制化への道程として読み解く。それはまだ試論の段階であり、また、こうした視角を設定することにより読み落とされるものもある。しかし、かかる分析視角は現在制度疲労を起こし、グローバリゼーションを受けての規制緩和・競争原理導入の号令のもとに解体されかかっている現代日本の社会構造を、いま一度振り返るための一助となるはずである。果たして、世界標準の名の元に実行されようとしている諸改革は、現代日本の本当の問題点を解決することができるのであろうか？ 私は社会民主主義勢力の成熟を経験せず、縦割の地域間・企業間闘争のシステムをとっている日本において、かかる改革は他の西欧諸国と比較してより破壊的結果をもたらすものになると予想している。

大同団結運動に始まる総力戦体制への道程は、もちろん一直線に進んだのではなく、別の結果に転じる可能性をはらみながら進んだ。日清・日露戦争と第二次大戦のあいだには、インベリアル・デモクラシーが、第二次大戦のあとには戦後改革が存在する。そのなかで「町村総力戦体制」が「国家規模の総力戦体制」に如何に変貌したか。さらには高度経済成長期における農村と都市との関係の変化も視野に入れることが必要である。歴史家である我々には、別の結果に転じる可能性を考慮に入れ、直線的な分析に陥ることなく、その「連続」と「断続」を読みとることが求められている。くわえてこの体制が人々に受容される形態にも焦点を当てなければならぬ。権力はそのまま受容されるのではなく、受容する側が独自に解釈されて受容されるからであり、そのズレが問題となるであろう。

これまで確認したように、現代化において中核的变化として現われるのが、議会制民主主義・租税制度・私有財産権であった。これらは政治参加・経済的再分配・集団的利益要求とも言い換えられよう。その結果、近代日本の地域社会構造の分析において、中心に据えられるのが、町村長・議員の構成階層、町村の租税負担の形態、産業組合・青年会等の中間団体、の3つである。

注

- 1) 1953年の町村合併促進法により地方の小村の一部は近隣の市町村に吸収されるか、あるいは合併したが、吸収合併市町村のなかの一行政区画として存続している。
- 2) 大区小区制の実施の時期、形態には地域によって差があった。荒木田岳「[大区小区制]の成立過程と学校行政」(『歴史学研究』720、青木書店、1999年2月)。
- 3) 合併を存続した村、合併区域内の一部の村と合併を続けた村も存在した。
- 4) 町村制成立の過程は、大島美津子『明治のむら』、教育社、1977年参照。
- 5) 丸山真男『日本の思想』、岩波書店、1961年。
- 6) 藤田省三『天皇制国家の支配原理』、未来社、1966年。
- 7) 石田雄『近代日本政治構造の研究』、未来社、1954年。
- 8) 以下、1945年から1990年頃までの地域社会の研究史については、森武磨「[共同体論]の復権」(『歴史評論』400、校倉書房、1986年12月)、大石嘉一郎・西田美昭編『近代日本の行政村』を参照。

- 9) 前掲丸山『日本の思想』。
- 10) 河村望「日本資本主義の展開と農村社会」(『社会学講座4 農村社会学』、東京大学出版会、1973年)。
- 11) 河村望・蓮見音彦「近代日本における村落構造の展開過程」(『思想』、岩波書店、1958年5・6月号)、蓮見音彦「日本農村の展開と村落の位置」(『村落社会研究』第19集、お茶の水書房、1983年)。
- 12) 安孫子麟「地主制と共同体」(『共同体の史的考察』、日本評論社、1965年、同「近代村落の三局面構造とその展開過程」(『村落社会研究』第19集)。
- 13) 中村政則『近代日本地主制史研究』、東京大学出版会、1979年。
- 14) 西田美昭『近代日本農民運動史研究』、東京大学出版会、1997年。
- 15) 森武麿『戦時日本農村社会の研究』、東京大学出版会、1999年。
- 16) 大門正克・森武麿『地域における戦時と戦後』、日本経済評論社、1996年。
- 17) 守田志郎『小さい部落』、朝日新聞社、1973年。
- 18) 安達生恒『“むら”と人間の崩壊——農民に明日があるか——』、三一書房、1973年。
- 19) 色川大吉「近代日本の共同体」(鶴見和子他編『思想の冒険』、筑摩書房、1974年)。
- 20) 村上泰亮・公文俊平・佐藤誠三郎『文明としてのイエ社会』、中央公論社、1979年。
- 21) 総力戦については、金子勝『市場と制度の政治経済学』、東京大学出版会、1977年、94-95頁、山之内靖『システム社会の現代的位相』、岩波書店、1996年、山之内靖他編『総力戦と現代化』、柏書房、1995年を参照。
- 22) 吉岡健次『日本地方財政史』、東京大学出版会、1981年、260-262頁。
- 23) 以下、現代化の特徴については前掲金子『市場と制度の政治経済学』、91-93頁。なお、山之内靖は現代化をシステム社会としているが、現に存在する社会的格差・支配の構造を小さく見積もりすぎている。山之内の現代化=システム社会論への批判については、赤沢史朗「総力戦体制をどうとらえるか——『総力戦と現代化』を読む——」(『年報日本現代史』3号、現代史料出版、1997年)に詳しい。
- 24) 前掲金子『市場と制度の政治経済学』、92頁。
- 25) 同上、92頁。
- 26) 同上、93頁。
- 27) R. P. Dore、並木正吉他訳『日本の農地改革』、岩波書店、1965年、114頁。
- 28) 前掲金子『市場と制度の政治経済学』、151-152頁。
- 29) 『日本経済新聞』1999年12月24日朝刊、1-3面。
- 30) 渡辺治「現代日本社会と社会民主主義」(東京大学社会科学研究所編『現代日本社会』5構造、東京大学出版会、1991年)。
- 31) 同上。
- 32) 前掲金子『市場と制度の政治経済学』、151頁。
- 33) 『日本経済新聞』1999年12月24日朝刊、1-3面。
- 34) 雨宮昭一「既成勢力の自己革新とグライヒシャトゥング化」(前掲山之内他編『総力戦と現代化』)。
- 35) 成田龍一「母の国の女たち」(前掲山之内他編『総力戦と現代化』)。
- 36) 野口悠紀雄『1940年体制論』、東洋経済新報社、1995年。
- 37) 雨宮昭一「既成勢力の自己改革とグライシャルトゥング化」への批判については森武麿『『総力戦と現代化』を読む4』(『年報日本現代史』3)、成田龍一「母の国の女たち」への批判に対しては、大門正克『『総力戦と現代化』を読む3』(『年報日本現代史』3)がある。
- 38) 「日清戦争償金収支決算」(安藤良雄編『近代日本経済史要覧』、東京大学出版会、1975年、68頁)。
- 39) 井口和起「日清日露戦争論」(前掲『講座日本歴史』8、東京大学出版会、1985年)。
- 40) 「日露戦争関係軍事費財源一覧」(前掲安藤編『近代日本経済史要覧』、84頁)。
- 41) 石井寛治『日本の産業革命』、朝日新聞社、1997年、186頁。
- 42) 阿部恒久『「裏日本」はいかにつくられたか』、日本経済評論社、1997年、第3章「産業育成と地域格差の形成」を参照。
- 43) 『国体論及び純正社会主義』については、坂野潤治「戦前日本における「社会民主主義」」(東京大学社会科学研究所編『現代日本社会』4歴史的前提、東京大学出版会、1991年)、239-246頁参照。
- 44) Andrew Gordon、*Labor and Imperial Democracy in Prewar Japan*、University of California Press、1991。

- 45) 林宥一「階級の成立と地域社会」(坂野潤治他編『シリーズ日本近現代史 構造と変動』、岩波書店、1993年)、32頁。
- 46) ここで一事例として長野県をとりあげたのは、三つの税の全国平均値を求めたのでは、東京、神奈川県、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡といった農村とは産業構造の違う大都市を含む都府県が国税の平均を引きあげてしまうからである。他の都道府県も概ね長野県と同傾向の推移を示している。
- 47) 本稿とは別の観点から、金澤史男「『平等志向型』国家の租税構造」(『歴史学研究』652、1993年11月)は、日露戦後期に市町村間、その中の区(旧村)間の「平等志向」型地方税が要求され始め、第一次大戦前後期から、第二次大戦後の高度成長期にかけて継続的に進展していったとしている。
- 48) 林宥一「独占段階への移行」(暉峻衆三編『日本農業100年のあゆみ』、有斐閣、1996年)、140頁。
- 49) 青年会の戦争支援活動の論理については、拙稿「青年集団に見る地域社会の統制と民衆によるその受容の過程」(『歴史学研究』669、青木書店、1995年3月)。
- 50) 中村政則「明治維新の世界史的位置」(中村政則編『日本の近代と資本主義』、東京大学出版会、1992年)、4-9頁。
- 51) 中村政則「天皇制国家と地方支配」(前掲『講座日本歴史』8)。
- 52) 石川一三夫『近代日本の名望家と自治』、木鐸社、1987年。
- 53) 管見のかぎり、1920年代の長野県下伊那郡伊賀良村平田家、岡山県邑久郡牛窓町の西服部家の例がある。
- 54) 住友陽文「公民・名誉職理念と行政村の構造——明治中期後日本の一地域を事例に——」(『歴史学研究』713、青木書店、1998年8月)。
- 55) 前掲中村「天皇制国家と地方支配」、54頁。
- 56) 坂野潤治「条約改正と大同団結運動」(井上光貞他編『日本歴史体系 明治国家の成立』13、山川出版社、1996年)、423-428頁。
- 57) この点に関しては別稿にまとめる予定である。
- 58) M. W. Steele『もう一つの近代——側面から見た幕末明治——』、ペリカン社、1998年、259-261頁。
- 59) 大島美津子「地方制度(法体制確立期)」(鶴飼宣成他訳『講座日本近代法発達史』、勁草書房、1959年)、18頁。
- 60) 前掲住友「公民・名誉職理念と行政村の構造」。
- 61) 選挙権保有者を町村税納付額によって序列化、第一位から順に町村税総額の半分を納めるものを一級選挙人、下位半分を納めるものを二級選挙人とし、少数の一級選挙人が半分を、二級選挙人が残り半分を選挙できるとした(前掲大島「地方制度(法体制確立期)」、20頁)。
- 62) 坂野潤治「明治憲法の成立」(前掲井上他編『日本歴史大系 明治国家の成立』13)、398頁。

〔付記〕

本稿は、著者が今後発表する近代日本の地域社会構造をテーマとする論文の問題意識、および方法的指針を述べたものである。また、本稿は1998・1999年度日本学術振興会特別研究員研究奨励金および文部省科学研究費補助金による成果の一部である。